

(証券コード 5986)
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

大阪府中央区谷町六丁目18番31号
モリテック スチール株式会社
取締役社長 門 高 司

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.molitec.co.jp/ir-info/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（モリテックスチール）」または証券「コード」に「5986」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター 大会議室「さくら」（2階）

会場変更	会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。
------	---

3. 目的事項

報告事項

1. 第82期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ◎ 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰等により、景気の見通しは依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは原材料価格上昇分の販売価格への転嫁、原価低減や経費削減に努めてまいりましたが、中国のロックダウンや、長引く生産抑制による人手不足等によるサプライチェーンの混乱が続き、半導体をはじめとした部品が不足していることで、自動車メーカーの回復のシナリオが崩れて、計画を大きく下回りました。また、鋼材値上げに伴う原価上昇も大きく影響を受けました。

この結果、当連結会計年度の売上高は363億3千4百万円と前連結会計年度比31.8%増加しましたが、営業損失につきましては7千5百万円（前年同期は2億4百万円の利益）となりました。

経常損失は4百万円（前年同期は2億8千7百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、特別損失として固定資産の減損損失を計上したこと等により、7億4百万円（前年同期は2億5千4百万円の利益）となりました。

セグメント別の売上高、営業利益につきましては、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門は、売上高は238億2千2百万円と前連結会計年度比54.1%増加し、セグメント利益（営業利益）は4億8千9百万円と前連結会計年度比43.6%の増加となりました。

焼入鋼帯、鋅金加工品を製造販売しております焼入鋼帯部門、鋅金加工品部門では、焼入鋼帯部門につきましては、売上高は18億8千4百万円と前連結会計年度比21.1%増加し、セグメント利益（営業利益）は4億9百万円と前連結会計年度比22.5%の増加となりました。鋅金加工品部門につきましては、売上高は66億3千7百万円と前連結会計年度比1.4%増加しましたが、セグメント利益（営業利益）は1億8百万円と前連結会計年度比66.5%の減少となりました。

また、海外事業につきましては、売上高は39億8千9百万円と前連結会計年度比0.4%減少し、2億6千7百万円のセグメント損失（営業損失）（前年同期は1千1百万円の損失）となりました。

セグメント別売上高

区 分	前 期		当 期		増減率
	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日		
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
特殊帯鋼	10,453	37.9	12,407	34.1	18.7
普通鋼	3,693	13.4	9,966	27.4	169.8
その他	1,312	4.8	1,449	4.0	10.4
商事部門	15,460	56.1	23,822	65.6	54.1
焼入鋼帯部門	1,555	5.6	1,884	5.2	21.1
鋳金加工品部門	6,544	23.7	6,637	18.3	1.4
海外事業	4,004	14.6	3,989	10.9	△0.4
合 計	27,564	100.0	36,334	100.0	31.8

(2) 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、生産の合理化及び海外子会社の生産能力の増強を目的とした設備投資を行い、設備投資総額は5億3千6百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などにより賅っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、緩やかな景気回復が期待されますが、ウクライナ情勢の長期化、原材料価格やエネルギー価格の高騰等、先行き不透明な状況で推移するものと思われまます。

自動車産業においては、生産台数に回復の兆しは見えつつあるものの、半導体をはじめとした部品不足等が続いており、依然として生産活動に影響を及ぼしております。また、当社製品の主要ユーザーである企業の販売低迷が続いていることから、受注回復も不透明であり、当社グループを取り巻く環境は当面厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループにおいては、経営指標として資本に対する収益性である自己資本利益率(ROE)5%台を目標に収益力の向上に取り組んでおり、各事業部門において、次のような施策を行ってまいります。

特殊帯鋼、普通鋼等の販売をしております商事部門については、新規需要開拓を積極的に推進し、拡販に努めてまいります。また、2023年3月期に普通鋼、ステンレス鋼の家電・半導体向け販路に強みを持つ中川産業株式会社を連結子会社化いたしました。自動車業界向けに強みを持つ当社とは、商材及び販路で相互補完関係にあるだけではなく、双方の業界への販売拡大が図れます。加えて、鋼材のスリット加工を内製化するなどのシナジー効果を高めてまいります。

焼入鋼帯部門については、海外メーカーの進出が進むなか、国内外の新規市場の創出を進めてまいります。

钣金加工品部門については、鋼材をはじめとした原材料価格の上昇分を販売価格に転嫁し、適正価格での販売を図ってまいります。また、原価低減や経費削減に努め、特に固定費の低減に取り組んでまいります。加えて、昨今の自動車産業においては、自動車のEV化が急速に進み、内燃機関係自動車部品を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すことが見込まれます。このような環境の変化を踏まえ、不採算事業からの撤退を進めるとともに、拡大するEV需要へ迅速に対応するなど、事業構造改革を加速してまいります。かねてより、けいはんなR&Dセンターを研究開発拠点として、主力販売先である自動車業界のEV化の流れに対応すべく、次世代自動車領域への開発部門を設置し、新製品の開発に注力しており、マンションサービス向けやロジスティクスなどの産業用途向け開発などEV充電器のバリエーションを増やすことで大手需要家からの受注も着実に増加しております。今後さらに顧客発掘に努め、拡大するEV需要の取り込みを図ってまいります。また、日本政府は2030年に15万基のEV充電器の整備を目標にしておりますが、その10%以上のシェア獲得を目指し、拡販に努めてまいります。

海外事業については、主要顧客の販売低迷が大きく影響しており、市場の変化に合わせ海外拠点を集約するなどの見直しを進めてまいります。また、新規需要開拓を積極的に推進し、拡販に努めてまいります。加えて、国内と同様、拡大するEV需要に迅速に対応する体制を構築し、海外の大手資本との提携なども念頭に、EV関連製品のグローバル展開に努めてまいります。

また、2020年に設立70周年を迎えたことを機に、当社は、「3つのステージ」と呼ばれる成長戦略を掲げ、中長期の未来を見据えた取組みをスタートさせました。第1ステージは、コロナ禍で停滞する経済の中、足元を固め事業を再構築し成長への礎をつくるステージであります。第2ステージは、2030年に向けた環境配慮型の事業展開であり、充電スタンドの拡充だけでなく、現有設備を活用した脱炭素に貢献する製品の取組みを推進いたします。第3ステージは、未来に向けての事業構想であり、2040年に事業の柱となる独自技術開発の展開を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の推移の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移の状況

区 分	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	26,678	22,292	27,564	36,334
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	135	△402	287	△4
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	80	△329	254	△704
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.61	△14.72	11.35	△31.46
総 資 産 (百万円)	22,979	22,590	23,832	36,492
純 資 産 (百万円)	13,313	12,895	13,249	12,924

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	21,940	17,976	22,613	25,919
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	112	△372	381	208
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	18	△180	272	△739
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.84	△8.07	12.17	△32.99
総 資 産 (百万円)	19,714	19,422	20,676	24,717
純 資 産 (百万円)	12,020	11,887	12,141	11,401

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降に係る当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社	百万タイバート 223	% 99.5	タイ国内向け鋼材加工販売、鋅金加工品の製造販売
モリテックスチール インドネシア株式会社	百万インドネシアルピア 10,000	% 100.0	インドネシア国内向け鋼材加工販売
モリテックスチール メキシコ株式会社	百万メキシコペソ 266	% 100.0	メキシコ国内向け鋼材加工販売、鋅金加工品の製造販売
上海摩立特克鋼鉄商貿 有限公司	百万人民元 10	% 100.0	中国国内向け鋼材加工販売
日輪鋼業株式会社	百万円 33	% 85.5	日本国内外向け鋼材加工販売
モリテックスチール (ベトナム) 会社	百万ベトナムドン 31,152	% 100.0	ベトナム国内向け鋼材加工販売
中川産業株式会社	百万円 24	% 100.0 (23.1)	普通鋼、ステンレス鋼、非鉄、その他一般鋼材、鉄鋼二次製品などの加工販売
株式会社サンド	百万円 10	% 100.0	金属の二次加工

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 中川産業及び株式会社サンドは株式の取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(6) 主要な事業内容

特殊帯鋼（熱間圧延鋼帯・ステンレス鋼帯等を含む）、普通鋼等鋼材の仕入販売（商事部門）と焼入鋼帯、鋅金加工品の製造販売（製造部門）を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

販売拠点 北海道営業所、東北営業所、東京支店、名古屋支店、本社営業部、
海外事業部、広島営業所、製品営業部

生産拠点 宇都宮工場、三重大山田工場

開発拠点 けいはんな R & D センター

海外拠点 インド駐在員事務所

② 子会社

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社
モリテックスチールインドネシア株式会社
モリテックスチールメキシコ株式会社
上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司
日輪鋼業株式会社
モリテックスチール（ベトナム）会社
中川産業株式会社
株式会社サンド
モリテックプロダクトサポート株式会社
株式会社テクノ
大阪オーエヌ金属工業協同組合

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減
685名	80名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
333名	—	41才4ヵ月	15年6ヵ月

(注) 出向社員（14名）及び嘱託・臨時社員（55名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,267百万円
株式会社みずほ銀行	650百万円
株式会社関西みらい銀行	579百万円
株式会社国際協力銀行	311百万円
株式会社りそな銀行	274百万円
株式会社池田泉州銀行	186百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,404,895株(自己株式 153,168株を除く。)
(3) 当事業年度末の株主数 8,490名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	2,244千株	10.02%
日本生命保険相互会社	1,270千株	5.67%
株式会社三菱UFJ銀行	970千株	4.33%
株式会社関西みらい銀行	960千株	4.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	795千株	3.55%
大同生命保険株式会社	600千株	2.68%
森 浩 之	513千株	2.29%
第一生命保険株式会社	450千株	2.01%
森 泰 之	432千株	1.93%
森 剛 之	381千株	1.70%

(注) 持株比率は自己株式(153,168株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	門 高 司	
取締役副社長 (代表取締役)	木 村 慎 一	社長補佐、生産事業本部長、製品事業部長、R&D本部長、技術本部管掌、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌
常務取締役 執行役員	谷 口 正 典	管理本部長、兼管理部長、社長室管掌、内部監査部管掌、経営管理部管掌、鋼材事業本部管掌、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌
常務取締役 執行役員	森 泰 之	技術本部長、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社技術支援、モリテックスチールメキシコ株式会社技術支援
取締役 執行役員	内 山 良 成	経営管理部長
取 締 役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所 弁護士
取 締 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長
監査役(常勤)	森 剛 之	
監査役(常勤)	速 水 宏 祐	
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所 弁護士
監 査 役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち阪口 誠及び中野 正信の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち藤谷 和憲及び黒田 肇の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 独立役員
当社は、社外取締役阪口 誠、中野 正信の両氏及び社外監査役藤谷和憲、黒田 肇の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の重要な兼職の異動
取締役 阪口 誠氏は、2023年3月29日をもって、多木化学株式会社の監査等委員である取締役を退任いたしました。
5. 決算期後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
木村 慎一	社長補佐、製品事業本部長、グローバル製品事業戦略部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	社長補佐、生産事業本部長、製品事業部長、R & D本部長、技術本部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	2023年4月1日
谷口 正典	管理本部長、内部監査部管掌、経営企画部管掌、鋼材事業本部管掌、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	管理本部長、管理部長、社長室管掌、内部監査部管掌、経営管理部管掌、鋼材事業本部管掌、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	
森 泰之	技術本部長・R & D本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社技術支援、モリテックスチールメキシコ株式会社技術支援	技術本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社技術支援、モリテックスチールメキシコ株式会社技術支援	
内山 良成	サステナビリティ推進部長	経営管理部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社・当社子会社の全ての取締役および監査役であり、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害のうち、法律上の損害賠償金額、争訟費用が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア) 役員報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬等については、企業価値の持続的な向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするため、2021年4月26日開催の定例取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ) 決定方針の概要

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、個人別の報酬額については、株主総会での決議の範囲内で、取締役については取締役会の委任に基づき代表取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。監査役については、監査役の協議に基づき決定しております。

また、社外取締役および社外監査役については、その職責を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議され、2021年6月23日開催の第80回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について、ご承認いただいております。

ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。

また、種類別の報酬額の割合については、当社の財務状況、年度業績も踏まえ、その客観性、妥当性を担保するために、相当数の他企業と比較、検証して支給すると基本方針で定めており、取締役会もその方針を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2021年6月23日開催の定例取締役会において、代表取締役社長門高司に取締役の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業領域を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

オ) 業績連動報酬に関する事項

役員の業績連動報酬は、役員賞与とし、役員の前年度の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬で、グループ全体の年間の活動の成果である経常利益を指標とし、その達成度等を評価しています。業績指標として経常利益を選定した理由は、本業以外の収支も含めた経営の正確性を鑑みて選定しております。当事業年度を含む経常利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の推移の状況、①企業集団の財産及び損益の推移の状況に記載のとおりであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	141,879 (4,800)	141,879 (4,800)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	39,834 (3,600)	39,834 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (2)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額10,149千円を支払っております。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取 締 役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所	弁護士	—
取 締 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所	所長	—
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所	弁護士	—
監 査 役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社	代表取締役社長	—

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	阪 口 誠	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から、当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
取 締 役	中 野 正 信	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。公認会計士及び税理士の立場から経営に関する十分な見識をお持ちであり、当社の経営全般を監督し、助言を頂戴しております。
監 査 役	藤 谷 和 憲	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査役会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	黒 田 肇	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査役会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

協立神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,000千円

当社及び子会社が監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、その報酬は妥当であると認め同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人（協立神明監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために変更することが妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。また、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期す。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。

また、「情報管理規程」に則り、情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。

さらに、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）については、「リスク管理規程」に則り対応する。
また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定期的開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。
当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。
各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。
取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。
また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

また、監査役は、代表取締役および取締役とさまざまな会合の場で、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。

なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととし、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、経営理念を実現するために「経営方針」、「行動指針」、「運営方針」などから構成される『モリテックグループ行動規範』を定め、全社員に冊子を配布し、啓蒙に努めております。この「行動規範」の趣旨・精神を尊重する企業文化が根付くことを目指して活動しております。

今期は、「ヘルプライン運用規程」の運用見直しを実施し、内部監査部が運営する通報窓口と、社外の第三者機関が運営する通報窓口の2つを設置いたしました。

また、各種研修を通して法令順守やコンプライアンス意識向上に向けた取組みを継続的に行っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社及び子会社の主要な損失の危険性に関する事項は、取締役会及び常務会並びに経営会議、執行役員会議において管掌役員及び担当役員並びに所管部門の管理者等から定期的に報告が行われております。

(3) 職務執行の効率性を確保するための取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、常勤監査役2名及び社外監査役2名も出席しております。取締役会の開催日は年初に計画し、年間計画表に沿って18回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

さらに定期的にミーティングを開催し、国内外子会社の経営陣ならびに当社取締役、執行役員および海外関係部門との情報共有化を図っております。

(4) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会の開催日は年初に計画し、年間計画に沿って定例取締役会と同日開催にて7回開催し、監査内容についての意見交換を実施しております。

また、半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の概要の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。また、半期毎に、監査役会と社外取締役の会合を開催し、社外取締役との連携を図っております。

なお、内部監査部による業務監査結果については、代表取締役社長および常勤監査役に報告され、必要に応じて意見交換を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を持続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

○当社の財産の有効な活用、適切な企業グループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による『人を大切にして、共に成長する会社づくり』をめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

また、当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

○基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、2020年6月25日開催の第79期事業年度に係る定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2020年6月25日開催の定時株主総会でご承認をいただいております。

本プランでは、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（大規模買付者）が現れた場合に、大規模買付者が本プランに定める要件（必要情報及び検討期間）を満たさない場合、また、要件を満たす場合であっても当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様

共同の利益の確保・向上に反し、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

本プランの有効期間は、2023年6月30日までに開催される第82回定時株主総会の終結の時までであります。

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役の意見を当社株主の皆様提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

同時に本プランは、本プランの発動等に際しての社外者からなる独立委員会の設置や合理的な客観的発動要件を設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
	千円		千円
流動資産	26,798,864	流動負債	20,914,205
現金及び預金	4,839,544	支払手形及び買掛金	10,728,878
受取手形、売掛金及び契約資産	9,791,983	電子記録債務	4,399,861
電子記録債権	3,074,328	短期借入金	4,501,546
商品及び製品	5,016,726	リース債務	73,532
仕掛品	1,040,406	未払法人税等	294,231
原材料及び貯蔵品	2,581,339	賞与引当金	137,023
その他	469,085	役員賞与引当金	450
貸倒引当金	△14,548	その他	778,680
固定資産	9,693,463	固定負債	2,653,775
有形固定資産	6,788,639	長期借入金	866,280
建物及び構築物	1,530,635	リース債務	232,906
機械装置及び車両運搬具	2,355,796	繰延税金負債	339,250
工具、器具及び備品	195,249	役員退職慰労引当金	21,795
土地	2,434,401	退職給付に係る負債	913,528
リース資産	210,051	長期未払金	280,015
建設仮勘定	62,504	負債合計	23,567,980
無形固定資産	133,962	(純資産の部)	
リース資産	42,182	株主資本	11,621,902
その他	91,780	資本金	1,848,846
投資その他の資産	2,770,861	資本剰余金	1,476,445
投資有価証券	1,839,944	利益剰余金	8,337,660
長期貸付金	11,229	自己株式	△41,050
繰延税金資産	253,969	その他の包括利益累計額	1,233,954
退職給付に係る資産	256,476	その他有価証券評価差額金	638,891
その他	409,240	為替換算調整勘定	573,405
		退職給付に係る調整累計額	21,657
資産合計	36,492,327	非支配株主持分	68,490
		純資産合計	12,924,346
		負債及び純資産合計	36,492,327

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上		36,334,300
売上総利益		33,189,353
販売費及び一般管理費		3,144,947
営業外損収		3,220,277
営業外配当		75,329
受取替返戻		
受取替返戻	10,723	
受取替返戻	59,172	
受取替返戻	31,879	
受取替返戻	31	
受取替返戻	25,231	
受取替返戻	32,293	159,331
営業外費用		
支払上債権売却	77,972	
支払上債権売却	5,338	
支払上債権売却	910	
支払上債権売却	3,124	
支払上債権売却	1,050	88,397
特別損利		4,395
固定資産売却	28,178	
固定資産売却	15	
固定資産売却	502,735	530,928
特別損		
減固定資産除却	1,236,006	
減固定資産除却	4,527	
減固定資産除却	2,334	
減固定資産除却	3,718	1,246,586
税金等調整前当期純損失		720,054
法人税、住民税及び事業税	196,548	
法人税等調整額	△216,483	△19,935
当期純損失		700,119
非支配株主に帰属する当期純利益		4,660
親会社株主に帰属する当期純損失		704,780

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	15,776,110	流動負債	11,991,414
現金及び預金	1,941,606	支払手形	1,342,862
受取手形	1,295,672	買掛金	6,115,683
売掛金	5,109,725	短期借入金	3,864,500
電子記録債権	2,374,276	一時借入金	43,269
商品及び製品	3,750,565	未払金	279,089
仕掛品	381,871	未払費用	69,625
原材料及び貯蔵品	547,841	未払法人税等	26,789
前払費用	51,720	前受金	13,958
未収入金	206,757	預り金	14,785
短期貸付金	90,118	賞与引当金	110,000
その他金	30,499	設備関係支払手形	45,007
貸倒引当金	△4,544	その他	65,842
固定資産	8,941,044	固定負債	1,324,656
有形固定資産	2,329,693	長期借入金	96,750
建物	762,440	リース債務	135,444
構築物	37,645	退職給付引当金	812,446
機械及び装置	506,774	長期未払金	280,015
車両運搬具	2,614	負債合計	13,316,070
工具、器具及び備品	39,578	(純資産の部)	
土地	838,541	株主資本	10,776,752
リース資産	73,788	資本金	1,848,846
建設仮勘定	68,310	資本剰余金	1,469,608
無形固定資産	79,793	資本準備金	1,469,608
ソフトウェア	6,628	利益剰余金	7,499,347
ソフトウェア仮勘定	36,080	利益準備金	462,211
リース資産	31,285	その他利益剰余金	7,037,136
電話加入権	5,800	固定資産圧縮積立金	242,020
投資その他の資産	6,531,556	別途積立金	7,200,000
投資有価証券	1,609,063	繰越利益剰余金	△404,884
関係会社株式	3,830,215	自己株式	△41,050
関係会社出資金	171,006	評価・換算差額等	624,332
長期貸付金	194,465	その他有価証券評価差額金	624,332
繰延税金資産	231,219	純資産合計	11,401,084
前払年金費用	192,515		
生命保険積立金	257,005		
その他	46,063		
資産合計	24,717,154	負債及び純資産合計	24,717,154

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		25,919,796
売上原価		23,561,218
売上総利益		2,358,578
販売費及び一般管理費		2,350,108
営業利益		8,469
営業外収益		
受取利息及び配当金	125,823	
受取口イヤリテイ	34,370	
保険返戻金	31	
その他の費用	62,434	222,660
営業外費用		
支払利息	18,597	
コミットメントファイ	3,124	
その他の利益	1,216	22,938
経常利益		208,190
特別利益		
固定資産売却益	25,716	
投資有価証券売却益	15	25,731
特別損失		
減損損失	1,129,000	
固定資産除売却損失	2,920	
その他の特別損失	3,718	1,135,639
税引前当期純損失		901,716
法人税、住民税及び事業税	39,507	
法人税等調整額	△202,131	△162,624
当期純損失		739,092

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江 正典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテック スチール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江 正典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び協立神明監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

モリテックスチール株式会社 監査役会

監査役(常勤)	森	剛	之	Ⓔ
監査役(常勤)	速	水	宏	祐
社外監査役	藤	谷	和	憲
社外監査役	黒	田	肇	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を確保しつつ、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、新製品の開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

上記の方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期末の配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、67,214,685円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かど たかし 門 高 司 (1961年7月8日生)	1984年4月 当社入社 1992年6月 当社営業本部北海道営業所長 2004年4月 当社帯鋼営業部東京営業所長 2007年6月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 2008年6月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長、兼東京営業所長 2012年4月 当社取締役営業本部副本部長、兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東京営業所長 2013年4月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2014年5月 当社取締役海外事業本部長、兼海外事業部長・グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2015年4月 当社取締役海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2015年6月 当社常務取締役執行役員海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2017年4月 当社常務取締役執行役員製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	46,547株
(取締役候補者とした理由) 門 高司氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験や実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	き むら しん いち 木 村 慎 一 (1956年 6 月27日生)	1980年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2004年 4 月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2005年 6 月 当社取締役帯鋼営業本部大阪営業所長 2007年 6 月 当社常務取締役帯鋼営業部長、兼大阪営業所 長 2008年 6 月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営 業部長、兼住環境営業部長・ユニット製品部 長 2010年 7 月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営 業部長 2011年 4 月 当社常務取締役鋳金営業本部長 2012年 6 月 当社常務取締役営業本部長、開発本部長 2013年 4 月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部 長、開発本部長 2014年 5 月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部 長、R & D本部長 2015年 4 月 当社常務取締役営業本部長、R & D本部長 2015年 6 月 当社専務取締役執行役員営業本部長、R & D 本部長 2017年 4 月 当社専務取締役執行役員営業本部長、海外事 業本部長 2020年 6 月 当社代表取締役専務取締役執行役員営業本 部長、海外事業本部長 2021年 4 月 当社代表取締役専務取締役執行役員営業本 部長 2021年 6 月 当社代表取締役副社長 2022年 4 月 当社代表取締役副社長、社長補佐、生産事業 本部長、R & D本部長 2023年 4 月 当社代表取締役副社長、社長補佐、製品事業 本部長 現在に至る [担当] 社長補佐、製品事業本部長、グローバル製品 事業戦略部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテック スチールメキシコ株式会社管掌	50,467株
(取締役候補者とした理由) 木村慎一氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、開発設計部門、海外事業部門での 豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者とい たしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">たにぐちまさのり 谷口正典 (1959年9月29日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 1998年4月 当社常務営業部名古屋営業所長 2003年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役経理部長 2006年4月 当社取締役本社管理部長、兼経理部長 2008年6月 当社取締役本社管理部長 2010年6月 当社取締役本社管理部長、兼C P システム部長 2012年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長 2015年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2019年2月 当社取締役執行役員本社統括本部経理部長 2020年4月 当社取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2021年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2022年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼管理部長 2023年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔担当〕 管理本部長、内部監査部管掌、経営企画部管掌、鋼材事業本部管掌、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌</p>	45,594株
(取締役候補者とした理由) 谷口正典氏は、入社以来、主に営業部門、管理部門に従事し、管理部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">もり やす し 森 泰 之 (1959年 3 月 9 日生)</p>	<p>1983年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社三重大山田工場金型技術部長 2006年 6 月 当社開発企画部金型部長 2007年 6 月 当社技術部開発技術部長 2009年 6 月 当社取締役技術部長、兼開発技術部長 2011年 4 月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長 2013年 4 月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長・生産技術部長 2014年 4 月 当社取締役技術本部長、製造本部副本部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副本部長 2015年11月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2017年 4 月 当社取締役執行役員技術本部長、R & D本部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員製造本部副本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員製造本部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員生産本部副本部長 2021年 6 月 当社常務取締役執行役員生産本部長 2022年 4 月 当社常務取締役執行役員技術本部長 2023年 4 月 当社常務取締役執行役員技術本部長、R & D本部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔担当〕 技術本部長、R & D本部長、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社技術支援、モリテックスチールメキシコ株式会社技術支援</p>	432,980株
<p>(取締役候補者とした理由) 森 泰之氏は、主に技術部門に従事し、製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	※ いわ さき やす はる 岩 崎 泰 治 (1967年 5 月11日生)	1990年 4 月 日商岩井株式会社入社 1999年 1 月 NIFAST Corporation, Detroit Branch General Manager 2004年 4 月 NIFAST Hungary Kft, Managing Director 2010年 6 月 株式会社メタルワン特殊鋼 東京第二営業部 長 2012年10月 株式会社メタルワン特殊鋼 大阪第三営業部 長 2014年 4 月 株式会社メタルワン大阪副支店長 2017年 4 月 NIFAST Corporation, President & CEO 2019年 4 月 当社入社 2019年10月 海外事業本部海外事業部長 2020年 4 月 執行役員海外事業本部海外事業部長、営業本 部事業推進部長 2021年 4 月 上席執行役員 営業本部商品事業部長、海外 事業部長 2022年 4 月 上席執行役員 鋼材事業本部長、東京支店 長、海外事業部長 2022年10月 上席執行役員 鋼材事業本部長、東京支店 長、広島営業所長、海外事業部長 2023年 4 月 上席執行役員 鋼材事業本部長、海外事業部 長 現在に至る。 [担当] 鋼材事業本部長、海外事業部長	1,049株
(取締役候補者とした理由) 岩崎 泰治氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、入社以来、主に営業部門に従事し、鋼材事業部門及び海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
6	さ か ぐ ち まこと 阪 口 誠 (1958年 5 月14日生)	1990年 4 月 弁護士登録 2005年10月 三山・阪口法律事務所（現 中之島シティ法律事務所）開設 現在に至る 2010年 6 月 当社社外監査役 2014年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 2021年 3 月 多木化学株式会社社外取締役	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>阪口 誠氏は、弁護士として、企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			
7	※ く ろ だ はじめ 黒 田 肇 (1959年 1 月26日生)	1981年 4 月 日商岩井株式会社入社 2006年 9 月 株式会社メタルワン薄板部長 2011年 4 月 株式会社スズヤス代表取締役社長執行役員 2019年 6 月 株式会社ジャパンペール代表取締役社長 2020年 6 月 当社社外監査役 現在に至る 2021年12月 保田特殊鋼株式会社代表取締役社長 現在に至る	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>黒田 肇氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、長年にわたる企業経営者としての経験をお持ちであり、経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として当社の経営を監督いただくには適任であると判断し、社外取締役候補者といいたしました。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阪口 誠及び黒田 肇の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、阪口 誠氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。なお、阪口誠氏の重任が承認された場合、当社は同氏との間で本契約を継続する予定であり、社外取締役候補者黒田肇氏が社外取締役に就任した場合、同氏とは、新たに責任限定契約を締結予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。候補者各氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2024年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
6. 阪口 誠氏の社外取締役としての在任期間は、2014年6月26日開催の第73回定時株主総会で選任され就任してから9年であります。また、黒田 肇氏は、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の社外監査役としての在任期間は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会で選任され就任してから3年であります。
7. 当社は、社外取締役候補者阪口 誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、社外取締役候補者黒田 肇氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

<ご参考> 選任後の取締役会構成及びスキル・マトリックス（取締役）

第2号議案「取締役7名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

No.	氏名	経営経験	営業・調達	技術・R&D	製造・品質	財務・会計	コンプライアンス・ガバナンス	内部統制・監査
1	門 高 司	●	●	●	●	—	●	—
2	木 村 慎 一	●	●	●	●	—	●	—
3	谷 口 正 典	●	●	—	—	●	●	●
4	森 泰 之	●	●	●	●	—	—	—
5	岩 崎 泰 治	●	●	—	—	—	—	—
6	阪 口 誠	—	—	—	—	—	●	●
7	黒 田 肇	●	●	—	—	—	●	●

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 速水宏祐氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 黒田肇氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者の谷野砂矢香氏については、監査役 黒田肇氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	※ うち やま よし なり 内 山 良 成 (1963年1月10日生)	1987年4月 当社入社 2003年6月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2007年10月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2015年6月 当社執行役員営業本部大阪第一営業所長、海外事業本部海外事業部長・グローバル事業企画部長 2017年4月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2019年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2020年4月 当社取締役執行役員製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2021年4月 当社取締役執行役員生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2022年4月 当社取締役執行役員経営管理部長 2023年4月 当社取締役執行役員サステナビリティ推進部長 現在に至る 〔担当〕 サステナビリティ推進部長	18,414株
(監査役候補者とした理由) 内山 良成氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門、製造部門での豊富な経験や実績を有しており、当社における業務執行に対する適法性等の監査において適切な監査を実施できるものと判断し、監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	※ たの さ や か 谷野 砂矢香 (1974年11月10日生)	1997年4月 株式会社富士工入社 2001年9月 株式会社インタープロジェクト入社 2002年12月 芦屋市役所勤務 2003年12月 大阪高等裁判所勤務 2008年12月 株式会社バルテック入社 2013年7月 同社取締役 2017年7月 同社代表取締役 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 谷野砂矢香氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、当社の経営全般について独立した立場からご助言いただけると判断し、社外監査役候補者としたしました。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 上記監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 谷野砂矢香氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。候補者各氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2024年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 当社は、社外監査役候補者谷野砂矢香氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

<ご参考> 選任後の取締役会構成及びスキル・マトリックス (監査役)

第3号議案「監査役2名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

No.	氏名	経営経験	営業・調達	技術・R&D	製造・品質	財務・会計	コンプライアンス ・ガバナンス	内部統制・監査
1	森 剛之	●	●	—	—	●	●	●
2	内山 良成	●	●	—	●	—	—	●
3	藤谷 和憲	—	—	—	—	—	●	●
4	谷野 砂矢香	●	●	—	—	●	—	●

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
むね よし かつ まさ 宗吉勝正 (1949年10月13日生)	2008年7月 高松国税局長 2009年9月 宗吉勝正税理士事務所設立 現在に至る 2020年4月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外監査役退任 現在に至る	0株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 宗吉勝正氏は、税理士としての専門的な知識及び豊富な経験等を有し、企業会計に精通しており、当社の監査体制の強化に適切な人材と判断し、補欠社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 上記補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宗吉勝正氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 宗吉勝正氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。宗吉勝正氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2024年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 当社は、補欠監査役候補者宗吉勝正氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続を決定し、その後、2020年6月25日開催の第79期事業年度に係る定時株主総会において、旧プランの継続に関する議案につき、出席の株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は、2023年6月28日開催予定の第82期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

その後、当社は、社会経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をよりいっそう確保し、又はこれを向上させるための取組みとして、旧プランの内容について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、継続することを決議いたしましたのでお知らせします（以下、変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容について、旧プランからの大きな変更はございません。

なお、本プランにつきましては、当社の監査役はいずれも、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、2023年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりであります。本プラン導入を決定した本日現在、特定の第三者より当社株券等の大規模買付行為（Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下、同様とします。）に伴う提案等を受けている事実はありません。

I 会社支配に関する基本方針について

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

したがって、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株券等

の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

1. 当社の取組み内容

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による『人を大切にして、共に成長する会社づくり』をめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鍍金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野への転造工法等の加工技術を核としたアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

当社及び当社グループ会社は、環境保全の取組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境の負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい製品を生産しております。

以上の取組みにより、企業価値の向上に努めております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

(1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は概ね1ヶ月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。

当社の取締役会は現在7名で構成されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督しております。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するために取締役の任期を1年としております。

さらに、取締役会から独立した監査役会を設置しており、財務監査は当然のこととして、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、モリテックグループ行動規範を定めるとともに従業員からの通報、相談を受け付けるヘルプラインを設置するなど、経営倫理委員会が中心となってコンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、リスクマネジメント委員会（2007年4月設置）がリスクの評価、優先順位などを総括的に管理いたしております。

また、内部監査部を設置し、経営の合理化及び能率の増進を目的とし業務及び会計の監査を行うほか、リスク管理の視点からも監査を行っております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、I で述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合及びこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。

1. 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値及び株主様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値及び株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株券等の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主様共同の利益を

損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社及び当社グループ会社が構築してきた企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産及び販売を支える従業員をはじめ、当社及び当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の買取者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主様共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを導入し、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、及び当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの導入及びそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの導入につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者及び、その特定株主グループ(Ⅲ.2.(2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役又は、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

本プランの継続時における独立委員会の委員の氏名及び略歴については別紙1をご参照ください。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを

遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ.2.(4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ.2.(5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ.3.(1)に定める例外的対応を採る場合並びに下記Ⅲ.3.(2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

(2) 対象となる買付行為等

本プランは、(i)特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第6条第3項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。）、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii)特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主様との合意等⁴（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。以下同様とします。）を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ.2.(2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び〈ファンドの場合は〉各組員、業務執行組員、その他の構成員及びこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行するすべての有価証券、大規模買付者が行った

当社有価証券にかかる過去のすべての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）

- ③ 大規模買付者が当社有価証券に関して締結したすべての契約、取決め及び合意（貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約又は取り決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

¹ (i)当社の株券等（金融商品取引法（平成22年5月19日法律第32号、以下、同様とします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）又は、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者、及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。）を意味します。

² (i)特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めのない限り、同様とします。

⁴ 共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意及び、会社分割等の組織再編行為その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる一切の行為をいいます。

- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（本必要情報提出日以降に当社の株券等の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意又は取り決めを含みます。）が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
 - ⑦ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容〈そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額又は内容を含みま
す。〉）及び取得資金の裏付け（資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループ会社の支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
 - ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性。将来的に支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報
 - ⑩ 重要提案行為等⁵を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
 - ⑪ 当社及び当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
 - ⑫ 当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑬ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- 大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。

⁵ 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分にそろわない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに、後記の取締役会による評価を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報及び追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金〈円貨〉のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定いたします（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し

代替案を提示することもございます。

大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値及び株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - (i) 当社の株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② いわゆる強圧的二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）等株主様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ④ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社及び当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適

当な大規模買付行為である場合

- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社及び当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係又は当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適當であるため、当社の特殊帯鋼の安定的供給並びに自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器等に組み込まれる部品の製造に関する安全性に支障をきたすおそれのある場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分又は不適當であるため、当社事業の成長性又は安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合
- ⑧ その他①ないし⑦に準じる場合で、当社の企業価値及び株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主様共同の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。

(2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社及び当社の株主様共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

当社取締役会は、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合のほか、本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、株主様共同の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当による新株予約権を発行することができるものとします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりであります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ.3.(1)記載の対抗措置を採ること、又は上記Ⅲ.3.(2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合又は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記Ⅲ.3.(1)もしくはⅢ.3.(2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令及び金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

4. 株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの設定は、当社の株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記Ⅲ.3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は2026年6月30日までに開催される第85期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実、並びに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

Ⅳ 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社では、本プランの導入にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主様共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

本プランによって、当社の株主の皆様及び投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主様共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

3. 株主の皆様のご意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその

時点で変更又は廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値及び株主様共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.3.にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、本定時株主総会において本プランが承認された後、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株券等の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

阪口 誠 (さかぐち まこと)

1958年 5月14日生まれ

1982年 3月 中央大学法学部卒業

1990年 4月 弁護士登録

2005年10月 三山・阪口法律事務所 (現 中之島シティ法律事務所) 開設
現在に至る

2010年 6月 当社社外監査役

2014年 6月 当社社外取締役
現在に至る

2021年 3月 多木化学株式会社 社外取締役

2022年 3月 奈良ゴルフ場株式会社 社外取締役
現在に至る2023年 3月 株式会社大阪真空機器製作所 社外取締役
現在に至る

安岡 重人 (やすおか しげと)

1949年 5月 7日生まれ

1973年 3月 関西外国語大学外国語学部卒業

1973年 4月 サンスター株式会社 入社

1995年 8月 サネックスインク (米国) 取締役副社長

1998年 6月 サンスター技研株式会社 取締役 輸送機事業本部 副事業本部長

1999年 6月 サンスター技研株式会社 常務取締役

2001年 6月 サンスター技研株式会社 代表取締役社長

2002年 6月 サンスター技研株式会社 代表取締役 兼 執行役員社長

2003年12月 サンスタースイス S A オフィサー

2003年12月 サンスター株式会社 取締役 兼 代表執行役社長

2006年 7月 サンスター株式会社 代表取締役社長

2007年 7月 サンスター株式会社 顧問

2008年10月 関西外国語大学 評議員

山本 矩夫 (やまもと のりお)

1934年 4 月23日生まれ

1957年 4 月 京都大学法学部卒業

1959年 4 月 大阪地家裁 判事補任官

1969年 4 月 旭川地家裁 判事任官

1974年 4 月 東京地裁 判事

1977年 4 月 大阪高裁 判事

1979年 4 月 大阪地裁 部総括判事

1989年 6 月 福島家裁 所長

1990年 3 月 神戸家裁 所長

1992年 3 月 大阪高裁 部総括判事

1999年 4 月 退官

1999年 7 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) (現職)

上記3氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 新株予約権の行使条件

① 大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、② ①の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、③ これら①ないし②に該当する者の関連者⁶（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとしたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとしたします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社取締役会の裁量により非適格者が有する新株予約権を取得することができるものとしたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合における無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の停止又は変更を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしたします。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしたします。

以 上

⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

当社の大株主の状況

2023年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	2,244	10.02
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,270	5.67
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	970	4.33
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	960	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	795	3.55
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	600	2.68
森 浩 之	513	2.29
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	450	2.01
森 泰 之	432	1.93
森 剛 之	381	1.70
合 計	8,619	38.47

(注) 発行済株式の総数は22,558,063株。出資比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 設 置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

2. 委 員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずるものでなければならない。

3. 任 期

独立委員会の委員の任期は、2026年6月30日までに開催される第85期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 招 集

独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. 決 議

独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

6. 決議事項その他

- (1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ① 大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求めるか否か
 - ② 取締役会検討期間を延長するか否か
 - ③ 大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か
 - ⑤ 対抗措置を発動するか否か
 - ⑥ 対抗措置を発動する場合の具体的な内容
 - ⑦ 対抗措置の停止・中止又は変更
 - ⑧ 本プランの修正又は変更
 - ⑨ その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値及び株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以 上

〔株主総会会場ご案内略図〕



★=大阪国際交流センター案内板設置場所

- | | | | |
|------|---|--------------|--------|
| ■地下鉄 | 谷町線・千日前線 谷町九丁目駅下車 | 地下鉄⑤番・近鉄⑩番出口 | 徒歩約10分 |
| | 谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅下車 | ①番・②番出口 | 徒歩約8分 |
| ■近鉄 | 大阪上本町駅 | ⑭番出口 | 徒歩約8分 |
| ■会場 | 大阪国際交流センター 大会議室「さくら」(2階)
大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
電話 (06) 6773-8182 (代表) | | |



本報告書は、環境保全のため、
植物油インクで印刷しています。

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

第82回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

モリテック スチール株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当 期 首 残 高	1,848,846	1,476,445	9,132,061	△41,015		12,416,338
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△89,620			△89,620
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△704,780			△704,780
自己株式の取得				△35		△35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△794,400	△35		△794,435
当 期 末 残 高	1,848,846	1,476,445	8,337,660	△41,050		11,621,902

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	557,663	195,300	12,671	765,635	67,108	13,249,082
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△89,620
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)						△704,780
自己株式の取得						△35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	81,228	378,104	8,985	468,318	1,381	469,700
当期変動額合計	81,228	378,104	8,985	468,318	1,381	△324,735
当 期 末 残 高	638,891	573,405	21,657	1,233,954	68,490	12,924,346

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社

モリテックスチールインドネシア株式会社

モリテックスチールメキシコ株式会社

上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司

日輪鋼業株式会社

モリテックスチール（ベトナム）会社

中川産業株式会社

株式会社サンド

中川産業株式会社及び株式会社サンドは株式の取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与えることは確実と認められ、その影響の概要は、連結損益計算書の売上高等の増加であります。

(2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

モリテックプロダクトサポート株式会社

株式会社テクノ

大阪オーエヌ金属工業協同組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

モリテックプロダクトサポート株式会社

株式会社テクノ

大阪オーエヌ金属工業協同組合

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社、モリテックスチールインドネシア株式会社、モリテックスチールメキシコ株式会社、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司、モリテックスチール（ベトナム）会社、中川産業株式会社、株式会社サンドの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

市場価格のない

株式等

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、在外子会社は総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

また、在外子会社は定額法

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジの会計方法

主に、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約取引

（ヘッジ対象） 外貨建輸出取引（金銭債権）及び予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から5年で費用処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当連結会計年度において、減損の兆候が認められる資産グループについて、減損損失の認識にあたり、事業計画や市場環境を基に当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積りました。

当該資産グループの減損損失の認識を慎重に行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上しております。

② 科目名及び当連結会計年度計上額

減損損失	1,236,006千円
有形固定資産	6,788,639千円
無形固定資産	133,962千円

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	5,167千円
建物及び構築物	209,049千円
土地	372,106千円
電力料金に 対する支払債務	628千円
支払手形及び 買掛金	3,174,570千円
短期借入金	184,910千円
長期借入金	295,546千円

(2) 担保に係る債務

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,891,256千円

連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
三重県伊賀市等 (モリテック スチール株式会社)	事業用資産 共用資産	建物及び構築物	137,705千円
		機械装置及び車両運搬具	753,073千円
		工具、器具及び備品	46,622千円
		土地	131,715千円
		リース資産	59,884千円
大阪府東大阪市 (株式会社サンド)	事業用資産 その他	建物及び構築物	541千円
		機械装置及び車両運搬具	5,626千円
		のれん	100,837千円

当社は、主として報告セグメントを基礎としたグルーピングを行っており、本社、厚生施設及び研究設備等については共用資産としております。連結子会社は、会社単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、のれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

昨今の自動車産業においては、自動車のEV化が急速に進み、内燃機関系自動車部品を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すことが見込まれます。このような環境の変化を踏まえ、当社が保有する固定資産について、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（1,129,000千円）を特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値により算定しております。

当社は株式会社サンドの株式を取得し、のれんが発生しましたが、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能性を検討した結果、減損損失（100,837千円）を計上しております。また、株式会社サンドが保有する固定資産についても、収益性の低下が認められるため、減損損失（6,168千円）を計上しております。回収可能価額は、使用価値により算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	22,558,063株	-	-	22,558,063株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	153,023株	145株	-	153,168株

(注)自己株式の増加145株は、単元未満株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	89,620千円	4.00円	2022年3月31日	2022年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	67,214千円	利益剰余金	3.00円	2023年3月31日	2023年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融資産の保有及び運用は、資金配分方法の効率化及び健全な企業財務確立の一環として行うものとしております。資金運用については、預金・債券を主とした安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは信用取引管理規定によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引は為替取引基準及びデリバティブ取引リスク管理基準に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注1）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,730,653	1,730,653	—
資 産 合 計			
(2) 長期借入金	(1,477,826)	(1,436,394)	△41,432
負 債 合 計	(1,477,826)	(1,436,394)	△41,432
(3) デリバティブ取引 ※	(37,275)	(37,275)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	89,291
関係会社株式	20,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,730,653	—	—	1,730,653
デリバティブ取引 通貨関連	—	429	—	429
資 産 合 計	1,730,653	429	—	1,731,083
デリバティブ取引 通貨関連	—	37,705	—	37,705
負 債 合 計	—	37,705	—	37,705

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,436,394	—	1,436,394
負 債 合 計	—	1,436,394	—	1,436,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	商事部門	焼入鋼帯部門	鋳金加工品部門	海外事業	計		
一時点で移転される財及びサービス	23,822,474	1,884,037	6,604,415	3,989,807	36,300,734	－	36,300,734
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	－	－	33,566	－	33,566	－	33,566
顧客との契約から生じる収益	23,822,474	1,884,037	6,637,981	3,989,807	36,334,300	－	36,334,300
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	23,822,474	1,884,037	6,637,981	3,989,807	36,334,300	－	36,334,300

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、特殊帯鋼及び普通鋼等の販売、特殊帯鋼を主原料とした焼入帯鋼及び鋳金加工品の製造・販売を主な事業内容としており、これら商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、生産に要する一部の金型の費用を顧客から回収する取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該金型代金の回収に基づいて収益を認識しております。

なお、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。また、買い戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	1,336,646
売掛金	4,460,103
電子記録債権	2,325,602
	8,122,352
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	2,123,344
売掛金	7,668,638
電子記録債権	3,074,328
	12,866,311
契約負債（期首残高）	2,192
契約負債（期末残高）	13,958

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,192千円です。また、当連結会計年度において、契約負債が11,766千円増加した主な理由は、前受金の増加であり、これにより11,766千円増加しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 573円80銭
- 1 株当たり当期純損失 31円46銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	246,583	7,200,000	419,265	8,328,060	△41,015	11,605,500
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△89,620	△89,620		△89,620
自 己 株 式 の 取 得									△35	△35
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△4,562		4,562	-		-
当 期 純 損 失 (△)							△739,092	△739,092		△739,092
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△4,562	-	△824,149	△828,712	△35	△828,748
当 期 末 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	242,020	7,200,000	△404,884	7,499,347	△41,050	10,776,752

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	536,445	536,445	12,141,945
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△89,620
自 己 株 式 の 取 得			△35
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩			-
当 期 純 損 失 (△)			△739,092
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	87,886	87,886	87,886
当 期 変 動 額 合 計	87,886	87,886	△740,861
当 期 末 残 高	624,332	624,332	11,401,084

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 市場価格のない 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資
株式等以外のもの産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しておりま
す。

(3) 退職給付引当金

・従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金
資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上して
おります。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させ
る方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から5年で費用
処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用
処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結
貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。
- ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建輸出取引（金銭債権）及び予定取引

会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティー」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当事業年度において、減損の兆候が認められる資産グループについて、減損損失の認識にあたり、事業計画や市場環境を基に当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積りました。

当該資産グループの減損損失の認識を慎重に行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上しております。

② 科目名及び当事業年度計上額

減損損失	1,129,000千円
有形固定資産	2,329,693千円
無形固定資産	79,793千円

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度の計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		17,149,295千円
2. 保証債務		
関係会社の金融機関借入金に対する保証		
モリテックスチールメキシコ株式会社		687,106千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	890,638千円
	長期金銭債権	190,236千円
	短期金銭債務	9,394千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,570,066千円
仕入高	13,010千円
その他の 営業取引高	35,760千円
営業取引以外の 取引による取引高	123,377千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	153,023株	145株	-	153,168株

(注)自己株式の増加145株は、単元未満株式の取得によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,391千円
賞与引当金	33,682千円
未払事業税	5,920千円
退職給付引当金	248,771千円
役員退職慰労金	85,740千円
投資有価証券評価損	4,972千円
関係会社株式等評価損	260,329千円
減損損失	345,518千円
繰越欠損金	68,044千円
その他	27,645千円
繰延税金資産小計	1,082,017千円
評価性引当額	△409,495千円
繰延税金資産合計	672,521千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	106,812千円
その他有価証券評価差額金	275,541千円
前払年金費用	58,948千円
繰延税金負債合計	441,302千円
繰延税金資産の純額	231,219千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジュタワン・モリテック(タイランド)株式会社	223,080千円	当社のタイ国内向け鋼材輸出の販売代理、タイ国内向け鋼材加工販売、家電・農業機械・自動車用各部品製造販売	99.5%	商品の販売	商品の売	507,820	売掛金	164,885
						製品の仕入	7,004	買掛金	1,704
子会社	モリテックスチールインドネシア株式会社	10,000千円	インドネシア国内向け鋼材加工販売	100.0%	—	配当金の受取	45,587	—	—
子会社	モリテックスチールメキシコ株式会社	266,000千円	メキシコ国内向け鋼材加工販売、自動車用部品製造販売	100.0%	商品の販売 資金の貸付 債務の保証	商品の売	161,862	売掛金	95,280
						固定資産引渡	76,455	未収入金	14,695
						ロイヤリティーの受取	34,370		
						資金の貸付	—	短貸付金	80,118
								長貸付金	160,236
		債務保証	687,106	—	—				
子会社	上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司	10,252千円	中国国内向け鋼材加工販売	100.0%	商品の販売 役員 兼任1名	商品の売	769,974	売掛金	455,631

(注) 1. 子会社との取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. モリテックスチールメキシコ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 508円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 32円99銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。